

第4回能都町・柳田村・内浦町合併協議会

日時：平成15年5月21日（水）

午後1時30分～

場所：能都町社会福社会館4階大ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

【報告事項】

報告第8号 新町名称候補選考小委員会報告について

報告第9号 新町の事務所の位置候補選考小委員会報告について

【協議事項】

協議第15号 「建設計画」に関する小委員会の設置及び付託事項について

協議第16号 財産及び債務の取扱いについて

協議第17号 地方税の取扱いについて

協議第18号 条例、規則等の取扱いについて

協議第19号 町名、字名の取扱いについて

協議第20号 慣行の取扱いについて

4. その他

第5回合併協議会開催日程について

日時：平成15年6月18日（水）午後1時30分～

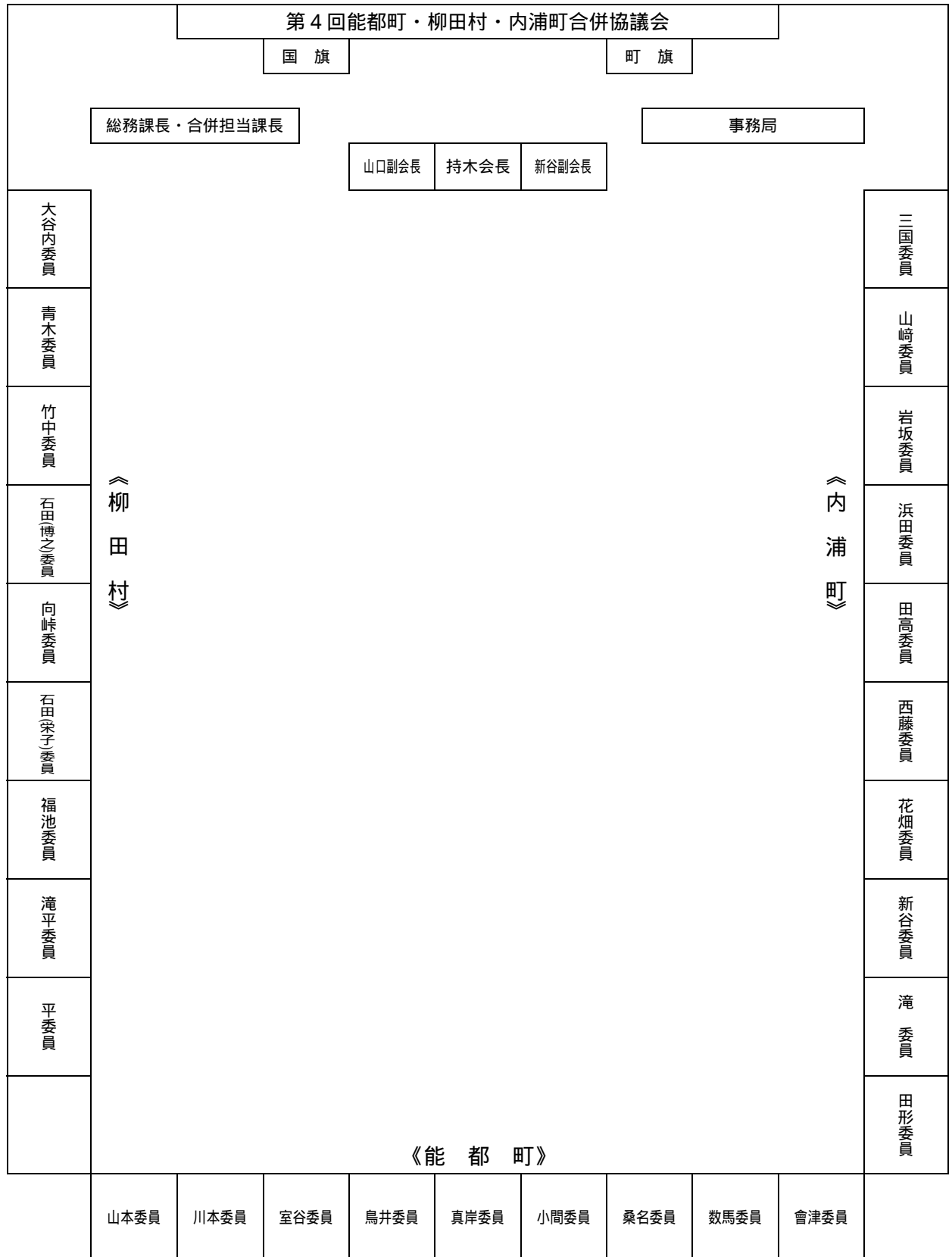
場所：柳田村山村開発センター 3F大ホール

議題

- ：議会の議員の定数及び任期の取扱い
- ：農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- ：一般職の職員の身分の取扱い
- ：特別職の職員の身分の取扱い
- ：平成14年度決算報告

5. 閉 会

第4回 能都町・柳田村・内浦町合併協議会会場図



報道機関・一般傍聴人

- 入口 -

能都町・柳田村・内浦町合併協議会

第 4 回 会 議 資 料

平成15年5月21日(水)午後1時30分~

能都町社会福社会館 4 F 大ホ - ル

能都町・柳田村・内浦町合併協議会

〔 資 料 〕

【 報 告 事 項 】

1. 報告第 8 号 新町名称候補選考小委員会報告について・・・ P 1
2. 報告第 9 号 新町の事務所の位置候補選考小委員会報告について・・・ P 5

【 協 議 事 項 】

1. 協議第 1 5 号 「建設計画」に関する小委員会の設置及び付託事項について・・・ P 6
2. 協議第 1 6 号 財産及び債務の取扱いについて・・・ P 8
3. 協議第 1 7 号 地方税の取扱いについて・・・ P 32
4. 協議第 1 8 号 条例、規則等の取扱いについて・・・ P 45
5. 協議第 1 9 号 町名、字名の取扱いについて・・・ P 49
6. 協議第 2 0 号 慣行の取扱いについて・・・ P 53

報告第8号

新町名称候補選考小委員会報告について

1. 日 時 平成15年3月19日(水)午後3時15分～4時40分
2. 場 所 内浦町役場 3階第1委員会室
3. 出席者 9名
4. 協議事項
 - (1) 協議第1号 委員長及び副委員長の選任について
互選により、委員長に岩坂喜通委員(内浦町)、副委員長に川本貴久治委員(能都町)、寺西芳雄委員(柳田村)を選出した。
 - (2) 協議第2号 小委員会の運営について
会議は、原則公開とするが、今後の審議状況に応じ、委員から非公開とすべき発議があった場合には、再度協議を行い非公開とすることができることに決定した。また、事務局からのスケジュール(案)について、原案(別紙1)のとおり承認した。
 - (3) 協議第3号 新町名称募集要項及び選考方法について
公募の範囲について
・全国公募とする。
既存の名称の使用について
・現町村の名称表記を使用しない。
懸賞等について
懸賞の名称、抽選の人数及び賞品
・「名付け親大賞」 1人 5万円分の商品券
・「名付け親賞」 10人以内 1万円分の商品券
・「アイデア賞」 10人以内 5千円分の商品券
その他の応募項目及び選考方法について
・原案(別紙2)のとおり決定した。

別紙 1

新町名称候補選考小委員会スケジュール

回数	開催日(予定)	協議内容
第1回	H15.3.19(水) H15.5.21(水) H15.6. 上旬～	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の選任 ・募集要項及び選考基準の決定 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第4回合併協議会</div> <p>新町の名称募集開始(7月末日締切)</p>
第2回	H15.8. 下旬 H15.9.17(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・公募結果の報告 ・選考方法の検討 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第7回合併協議会</div>
第3回～	H15.9. 下旬～ H15.10.15(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・小委員会で名称候補選定 (第1次選考～最終選考まで) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第8回合併協議会へ5作品を報告</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">合併協議会で新町の名称決定</p>

別紙 2

新町の名称募集要項及び選考方法について

* 募集要項

1. 趣 旨

合併に関する住民の意識の高揚と住民参加の促進を図るため、新町の名称を広く一般に募集する。

2. 応募資格

制限しない。(2 町 1 村に愛着、関心のある方は誰でも応募できる。)

3. 応募要領

(1) 記載事項

新町の名称	その理由	住 所
氏 名	年 齢	電話番号

(2) 応募方法

応募用紙、官製はがき、ファックス、電子メールによる。

(3) 注意点

新町の名称は、漢字(ふりがな)、ひらがな、カタカナとする。

応募 1 件につき 1 点とし、1 人何点でも応募可。ただし、同一人による同一名称の複数応募は不可。

既存の町村名(能都、柳田、内浦)でない名称。

4. 締め切り 平成 1 5 年 7 月 3 1 日(木)・・・当日消印有効

5. 発 表 本人に通知するとともに、合併協議会だより、ホームページ等に登載。

6. 懸 賞

・名付け親大賞 1 人

新町の名称として決定された作品の応募者の中から抽選により 1 人
決定 5 万円分商品券

・名付け親賞 1 0 人以内

新町の名称として決定された作品の応募者の中で、名付け親大賞から漏れた者の中から抽選により最高 1 0 人を決定
1 万円分商品券

・アイデア賞 1 0 人以内

新町の名称として決定されなかった作品で、候補に選ばれた作品の応募者の中から抽選により最高 1 0 人を決定
5 千円分商品券

7. 応募

(1) 郵送等の場合

- ・ 〒928-0312
石川県鳳至郡柳田村字上町8字486番地(旧上町小学校)
能都町・柳田村・内浦町合併協議会事務局
- ・ FAX (0768) 76 - 2151
- ・ Eメールアドレス meisyou@noto-yanagida-uchiura.jp

(2) 持参される場合

- ・ 能都町・柳田村・内浦町合併協議会事務局
- ・ 能都町、柳田村及び内浦町の各役場(支所、出張所)の窓口

8. その他

応募された作品に関する一切の権利は、能都町・柳田村・内浦町合併協議会に帰属するものとする。

* 選考方法

1. 合併協議会において名称の最終決定をすることとし、小委員会において候補作品を5点まで絞り込む。

2. 小委員会における選考基準

(1) 選考の視点

読みやすく、書きやすいものとなっているか。

なじみやすく、親しみやすいものとなっているか。

地理的なイメージができ、歴史、文化、特性などを表すものとなっているか。

地域住民の理想や願いにちなんだものとなっているか。

将来性や好感度の高いものとなっているか。

対外的にアピール度の高いものとなっているか。 など

(2) 同一名称への応募数の多少は、選考の際の参考に留める。

したがって、必ずしも応募数の多い名称を優先するものではない。

報告第9号

新町の事務所の位置候補選考小委員会報告について

1 日 時 平成15年3月19日（水）午後3時30分から午後4時

2 場 所 内浦町役場 4階第2委員会室

3 出席者 委員9人 事務局4人

4 協議事項

（1）協議第1号 委員長及び副委員長の選任について

互選により委員長に大谷内義一委員（柳田村）、副委員長に山本研委員
（能

都町）、浜田実委員（内浦町）を選出した。

（2）協議第2号小委員会の運営について

会議は協議会会議運営規定に準ずることとし、公開を原則として会議を
進

めるが、今後の審議状況や内容に応じ、委員から非公開とすべき発議があ
った場合においては再度協議を行うことに決定した。

また、会議資料、会議録の公開についても同様とすることに決定した。

協議第15号

「建設計画」に関する小委員会の設置及び付託事項について

「建設計画」に関する小委員会の設置及び付託事項について、別紙のとおり提出する。

平成15年5月21日提出

能都町・柳田村・内浦町合併協議会

会 長 持 木 一 茂

「建設計画」に関する小委員会について

(1) 名称(案)

「新町建設計画策定検討小委員会」

(2) 付託事項(案)

新町のまちづくり基本方針

基本方針に対応した施策に関する事項

公共的施設の統合整備に関する事項

財政計画

委員名簿

町村名	氏名	根拠条文
能都町	鳥井 修	規約第8条第1項第3号委員
	数馬 嘉雄	規約第8条第1項第4号委員
	曾津 栄造	規約第8条第1項第2号委員
柳田村	石田 博之	規約第8条第1項第3号委員
	向峠 智隆	規約第8条第1項第4号委員
	平 喜久蔵	規約第8条第1項第2号委員
内浦町	山崎 元英	規約第8条第1項第3号委員
	花畑 壽一	規約第8条第1項第4号委員
	田形 功	規約第8条第1項第2号委員

協議第16号

財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成15年5月21日提出

能都町・柳田村・内浦町合併協議会
会長 持木 一 茂

協議項目		財産及び債務の取扱い				協議細目		
調整の方針（案）		2町1村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。						
平成14年3月31日現在								
項目 (総括)		能都町		柳田村		内浦町		備考
主な 財 産	不動産	土地	建物	土地	建物	土地	建物	
		行政財産 (㎡)	861,905	82,809	755,831	37,697	609,570	
	普通財産 (㎡)	284,573	0	389,239	0	118,270	0	
	有価証券 (千円)	10,860		19,600		6,955		
	出資等による権利 (千円)	316,134		125,511		168,705		
	物品〔車輛等〕 (台)	44		60		56		
	債権 (千円)	0		0		6,890		
	基金〔不動産,動産〕 (㎡)	0		0		26,721		
	基金〔現金〕 (千円)	2,403,812		1,054,357		1,754,560		
債 務	地方債 (千円)	15,598,625		11,599,068		9,137,392		
	債務負担行為に基づく H14年度以降の支出 予定額 (千円)	942,000		950,382		496,428		

※平成13年度決算書参考

協議項目		財産及び債務の取扱い				協議細目									
平成 14 年 3 月 31 日現在															
項目		能 都 町				柳 田 村				内 浦 町				備 考	
1.公有財産:(1)土地及び建物 単位：㎡		土 地	建 物 (延べ面積)			土 地	建 物 (延べ面積)			土 地	建 物 (延べ面積)				
			木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計		
行 政 財 産	本庁舎	2,186	0	1,905	1,905	1,713	0	1,113	1,113	6,717	0	2,879	2,879		
	その他の 行政機関	消防施設	2,843	0	1,812	1,812	709	187	652	839	1,033	0	975	975	
		その他の施設	38,719	0	1,242	1,242	10,417	2,130	4,894	7,024	1,148	0	0	0	
	公共用財産	学校	174,026	1,099	30,343	31,442	64,981	557	6,830	7,387	102,980	0	22,836	22,836	
		公営住宅	19,380	5,151	5,893	11,044	24,654	5,393	0	5,393	17,345	3,993	709	4,702	
		公園	225,518	1,386	759	2,145	302,486	0	0	0	193,404	0	0	0	
		その他の施設	399,233	5,487	27,732	33,219	350,871	7,492	8,449	15,941	286,943	11,311	13,238	24,549	
計		861,905	13,123	69,686	82,809	755,831	15,759	21,938	37,697	609,570	15,304	40,637	55,941		
普 通 財 産	宅地等	66,997				86,251				70,668					
	山 林	217,576				302,988				47,602					
	計	284,573				389,239				118,270					
合 計		1,146,478	13,123	69,686	82,809	1,145,070	15,759	21,938	37,697	727,840	15,304	40,637	55,941		

※平成 13 年度決算書参考

協議項目	財産及び債務の取扱い	協議細目		
平成 14 年 3 月 31 日現在				
項 目	能 都 町	柳 田 村	内 浦 町	備 考
1.公有財産：(4)出資等による権利 単位：千円				
(財)石川県市町村職員等ライフプラン協会出資金	217	101	135	
(財)暴力団追放石川県民会議出捐金	1,450	767	1,074	
石川県国民健康保険団体連合会預託金	3,498	1,430	2,097	
(財)石川県腎臓バンク出捐金	191	99	143	
(財)石川県長寿生きがいセンター出捐金	1,160	691	965	
社会福祉法人多花楽会出資金	0	1,000	0	
石川県農業信用基金協会出資金	4,050	2,180	2,230	
(社)石川県青果物価格安定資金協会出資金	0	40	100	
(社)石川県家畜畜産物衛生指導協会出資金	120	10	90	
(社)石川県畜産物価格安定基金協会出資金	660	330	360	
(財)石川 21 世紀農業育成機構出捐金	1,892	1,981	1,761	
石川県酪農業協同組合連合会(石川県酪農ヘルパー基金出資金)	370	0	260	
のと森林組合出資金	340	200	0	
内浦町森林組合出資金	0	0	495	
(財)石川県林業労働対策基金出捐金	12,966	12,970	5,152	
石川県漁業信用基金協会出資金	16,000	0	21,300	
(財)石川県観光振興基金協会出捐金	260	260	260	
石川県信用保証協会出捐金	542	270	300	
(財)石川県労働者信用基金協会出捐金	940	750	940	
(財)石川県中央地場産業振興センター出捐金	130	40	130	
(社)石川県建設技術センター出資金	20	10	20	
小計	44,806	23,129	37,812	

※平成 13 年度決算書参考

協議項目	財産及び債務の取扱い		協議細目	
平成 14 年 3 月 31 日現在				
項 目	能 都 町	柳 田 村	内 浦 町	備 考
1.公有財産：(4)出資等による権利 単位：千円				
(財)砂防フロンティア整備推進機構出捐金	60	60	50	
(財)石川県緑化推進委員会出捐金	101	55	76	
(財)いしかわまちづくりセンター出捐金	500	0	500	
奥能登ふれあい市町村圏振興整備事業基金出資金	75,000	75,000	75,000	
能登空港ターミナルビル(株)出資金	16,667	16,667	16,667	
(財)奥能登開発公社出捐金	600	600	600	
(財)能都町ふるさと創生公社出捐金	73,000	0	0	
(有)能都衛生公社出資金	3,300	0	0	
公益信託能都町エンバグ-ファントム 21 信託金 (株)しんきん信託銀行)	102,100	0	0	
(財)ふれあいの里公社出資金	0	10,000	0	
(有)内浦町農産公社出資金	0	0	12,000	
(財)内浦町ふるさと振興公社出資金	0	0	10,000	
(財)能登勤労者プラザ振興協会出資金	0	0	6,000	
(財)内浦スポーツ振興事業団出資金	0	0	10,000	
小計	271,328	102,382	130,893	
合計	316,134	125,511	168,705	

※平成 13 年度決算書参考

協議項目		財産及び債務の取扱い		協議細目	
平成 14 年 3 月 31 日現在					
項 目		能 都 町	柳 田 村	内 浦 町	備 考
2.物品〔車輛等〕					
単位：台					
車 輦	自動車	消防車	10	7	5
		大型バス	1	0	0
		マイクロバス	2	6	4
		普通車	3	18	14
		ジープ	2	0	0
		貨物	8	4	4
		特殊	5	4	10
		軽四乗用	0	5	7
		軽四貨物	6	7	5
	ブルドーザー	1	1	1	
	ロータリー車	1	1	0	
	ホイールローダー	1	0	2	
	パワーショベル	2	0	0	
	除雪機械	0	2	0	
	小型除雪機	2	4	2	
	原動機付自転車	0	1	0	
	小型ホイールローダー	0	0	2	
	合計	44	60	56	

※平成 13 年度決算書参考

協議項目		財産及び債務の取扱い		協議細目	
平成 14 年 3 月 31 日現在					
項 目		能 都 町	柳 田 村	内 浦 町	備 考
4.基金②〔現金〕					
単位：千円					
現 金	財政調整基金	832,249	624,147	774,111	
	減債基金	151,763	15,000	232,832	
	土地(対策)開発基金	166,170	297	66,707	
	用品調達基金	6,000	0	0	
	防災対策基金	222,556	0	0	
	国民健康保険財政調整基金	155,147	145,239	281,015	
	老人(地域)福祉基金	362,535	115,784	137,580	
	介護保険円滑導入基金	430	3,239	1,634	
	国民健康保険対策基金	63,752	0	0	
	介護給付準備基金	16,151	0	0	
	介護サ-ビス基金	10,235	0	0	
	国民健康保険高額医療費資金	0	0	3,000	
	総合保健センター建設基金	0	0	25,867	
	国民年金印紙購入基金	5,000	5,000	5,000	
	空き缶リサイクル基金	0	20,000	0	
	墓地公園基金	4,063	0	0	
	中山間地域活性化推進基金	0	2,860	9,388	
	(中山間)ふるさと水と土保全基金	9,648	10,000	10,000	
	特定農山村地域活動支援基金	6,500	0	0	
	漁業振興基金	12,201	0	0	
観光施設調整基金	1,251	0	0		
下水道建設運営基金	115,728	0	0		
町営住宅整備基金	30,000	0	0		
小計	2,171,379	941,566	1,547,134		

※平成 13 年度決算書参考

協議項目		財産及び債務の取扱い		協議細目	
平成 14 年 3 月 31 日現在					
項 目		能 都 町	柳 田 村	内 浦 町	備 考
4.基金②〔現金〕					
単位：千円					
現 金	文教施設・教育文化施設基金	5,303	26,675	0	
	生涯学習施設整備基金	0	0	147,186	
	(石川国体記念) スポーツ振興基金	34,942	0	31,000	
	羽根万象美術館建設及び運営基金	46,529	0	0	
	ふるさと創生基金(ふるさとづくり対策)	16,603	0	5,285	
	ふるさと創生人材育成基金	29,402	0	0	
	ふるさと物産開発基金	99,654	0	0	
	ふれあいの里振興基金	0	1,931	0	
	ふれあいの里地域活性化基金	0	70,549	0	
	国際交流教育基金	0	13,636	0	
	山本奨学資金	0	0	8,921	
	公営宿泊施設建設基金	0	0	15,034	
	小計	232,433	112,791	207,426	
	合計	2,403,812	1,054,357	1,754,560	

※平成 13 年度決算書参考

協議項目	財産及び債務の取扱い	協議細目			
平成 14 年 3 月 31 日現在					
項 目		能 都 町	柳 田 村	内 浦 町	備 考
5.債務①	単位：千円				
地 方 債	一般会計	10,912,149	7,705,715	6,834,073	
	一般公共事業債	1,436,385	748,097	1,094,853	
	一般単独事業債	3,575,899	1,410,176	1,631,297	
	公営住宅建設事業債	423,678	461,204	2,585	
	義務教育施設整備事業債	491,839	73,691	549,491	
	辺地対策事業債	693,990	941,379	575,437	
	災害復旧事業債	111,450	247,989	103,758	
	一般廃棄物処理事業債	301,521	107,041	790,630	
	厚生福祉施設整備事業債	0	0	2,465	
	過疎対策事業債	2,135,877	3,292,033	1,215,266	
	財源対策債	359,689	0	359,712	
	臨時財政特例債	22,571	30,646	9,319	
	公共事業等臨時特例債	2,375	7,521	0	
	減税補てん債	288,725	101,313	205,766	
	臨時税収補てん債	73,277	28,787	42,409	
	臨時財政対策債	92,900	66,900	72,500	
	調整債	80,527	9,898	61,685	
	都道府県貸付金	220,930	179,040	116,900	
	その他	600,516	0	0	
	特別会計	3,292,096	3,893,353	1,748,582	
	公共下水道事業債	2,673,008	0	338,516	
	農業集落排水事業債	438,831	2,337,860	827,700	
	簡易水道事業債	180,257	1,555,493	0	
	個別排水事業債	0	0	9,194	
	漁業集落排水事業	0	0	245,803	
	特定環境保全公共下水道事	0	0	322,529	
	厚生福祉施設整備事業債	0	0	4,840	
企業会計	1,394,380	0	554,737		
水道事業債	1,394,380	0	554,737		
合 計	15,598,625	11,599,068	9,137,392		

※平成 13 年度決算書参考

協議項目		財産及び債務の取扱い		協議細目	
平成 14 年 3 月 31 日現在					
項 目		能 都 町	柳 田 村	内 浦 町	備 考
6.債務②					
単位：千円					
債務負担行為に 基づく平成 14 年度以降の支出 予定額	土地購入に係るもの	79,000	0	0	
	工事請負に係るもの	863,000	950,382	377,000	
	その他	0	0	119,428	
合 計		942,000	950,382	496,428	

※平成 13 年度決算書参考

協議項目	財産及び債務の取扱い		協議細目	
平成 14 年 3 月 31 日現在				
項 目 (公 営 企 業)	能 都 町	柳 田 村	内 浦 町	備 考
	単位：千円			
会計名	上水道事業		上水道事業	
固 定 資 産	3,292,129		1,008,655	
流 動 資 産	195,902		392,447	
繰 延 勘 定	0		0	
資 産 合 計	3,488,031		1,401,102	
固 定 負 債	0		0	
流 動 負 債	11,282		55,616	
負 債 合 計	11,282		55,616	
資 本 金	2,176,420		847,018	
剰 余 金	1,300,329		498,468	
資 本 合 計	3,476,749		1,345,486	
負債・資本合計	3,488,031		1,401,102	
不 良 債 務	0		0	
実質資金不足額	0		0	

※平成 13 年度決算書参考

協議項目		財産及び債務の取扱い		協議細目		平成14年3月31日現在			
項 目		能 都 町		柳 田 村		内 浦 町		備 考	
道 路	実延長	m	235,820	143,341	132,689				
	改良済延長	m	144,701	121,563	92,396				
	舗装済延長	m	176,839	130,662	113,887				
橋 梁	橋 数	数	135	103	56				
	うち永久橋	数	131	103	56				
都市公園	箇所数	箇所	6	0	5				
	面積	m ²	162,800	0	200,700				
公営住宅		戸	189	46	103				
給水人口		人	10,627	4,829	7,457				
公共下水道	処理人口（汚水）	人	2,737	0	160				
	処理面積（汚水）	m ²	計画面積 1,932,000 現在処理面積 633,000	0	計画面積 50,000				
農業集落排水	処理人口	人	228	3,428	847				
	処理面積	m ²	250,000	2,380,000	616,000				
漁業集落排水	処理人口	人	0	0	322				
	処理面積	m ²	0	0	400,000				
合併処理浄化槽	処理戸数	人	405	1,260	312				
保 育 所	箇所数	箇所	6	4	3				
	定 員	人	385	165	120				
小 学 校	学 校 数	箇所	6	(平成14年統合) 1	3				
	児 童 数	人	566	222	432				
中 学 校	学 校 数	箇所	3	1	2				
	生 徒 数	人	367	134	246				
児 童 館		箇所	1	0	0				
公 民 館		箇所	6	9	5				
博 物 館		箇所	1	0	0				
図 書 館		箇所	1	0	0				
体 育 館		箇所	1	1	2				
野 球 場		箇所	1	1	1				

※平成13年度公共施設状況調書参考

協議項目	財産及び債務の取扱い	協議細目	
<p>地方自治法（抜粋）</p> <p>（市町村の廃置分合及び境界変更）</p> <p>第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。</p> <p>4 第1項及び前項の場合において<u>財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。</u></p> <p>5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。</p> <p>7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p> <p>（財産の管理及び処分）</p> <p>第237条 この法律において「<u>財産</u>」とは、<u>公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。</u></p> <p>2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の財産は、第238条の5第2項の規定の適用がある場合で、議会の議決によるときでなければ、これを信託してはならない。</p>			

協議項目	財産及び債務の取扱い	協議細目	
(公有財産の範囲及び分類)			
第238条 この法律において「 <u>公有財産</u> 」とは、 <u>普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。</u>			
<ul style="list-style-type: none"> (1) 不動産 (2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機 (3) 前2号に掲げる不動産及び動産の従物 (4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 (5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 (6) 株券、社債券（特別の法律により設立された法人の発行する債権を含み、短期社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第2項に規定する短期社債等に係るものを除く。）及び地方債証券（社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録されたものを含む。）並びに国債証券（国債に関する法律（明治39年法律第34号）の規定により登録されたものを含む。）その他これらに準ずる有価証券 (7) 出資による権利 (8) 不動産の信託の受益権 			
2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。			
3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外は一切の公有財産をいう。			
(物品)			
第239条 この法律において「 <u>物品</u> 」とは、 <u>普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。</u>			
<ul style="list-style-type: none"> (1) 現金（現金に代えて納付される証券を含む。） (2) 公有財産に属するもの (3) 基金に属するもの 			
2 物品に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る物品（政令で定める物品を除く。）を普通地方公共団体から譲り受けることができない。			
3 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。			
4 前2項に定めるもののほか、物品の管理及び処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。			
5 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために保管するものを除く。）のうち政令で定めるもの（以下「占有動産」という。）の管理に関し、必要な事項は、政令でこれを定める。			

協議項目	財産及び債務の取扱い	協議細目	
<p>(債権)</p> <p>第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。</p> <p>4 前2項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権</p> <p>(2) 過料に係る債権</p> <p>(3) 証券に化体されている債権（社債等登録法又は国債に関する法律の規定により登録されたもの及び短期社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記録されたものを含む。）</p> <p>(4) 預金に係る債権</p> <p>(5) 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権</p> <p>(6) 寄附金に係る債権</p> <p>(7) 基金に属する債権</p> <p>(基金)</p> <p>第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p> <p>2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。</p> <p>4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。</p> <p>6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続き、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。</p> <p>8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。</p>			

協議項目	財産及び債務の取扱い	協議細目	
<p>(地方債)</p> <p>第230条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる。</p> <p>2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。</p> <p>(債務負担行為)</p> <p>第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。</p> <p>地方財政法（抜粋）</p> <p>(地方債の制限)</p> <p>第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債を持ってその財源とすることができる。</p> <p>(1) 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合</p> <p>(2) 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）</p> <p>(3) 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合</p> <p>(4) 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合</p> <p>(5) 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合</p>			

協議項目	財産及び債務の取扱い	協議細目	
<p>(財産区の意義及びその運営)</p> <p>第294条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村および特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。</p> <p>2 前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。</p> <p>3 前2項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。</p> <p>(財産区運営の基本原則等)</p> <p>第296条の5 財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。</p> <p>2 財産区は、その財産又は公の施設の全部又は一部を財産区のある市町村又は特別区の財産又は公の施設とするために処分又は廃止する場合を除くほか、その財産又は公の施設の全部又は一部の処分又は廃止であって、当該財産区の設置の趣旨を逸脱するおそれのあるものとして政令で定める基準に反するものについては、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければ、これを行うことができない。</p> <p>3 財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることができる。この場合においては、当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができる。</p> <p>4 前項前段の協議をしようとするときは、財産区は、予めその議会若しくは総会の議決を経、又は財産区管理会の同意を得なければならない。</p> <p>5 第3項後段の規定による不均一の課税又は徴収については、当該市町村又は特別区は、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p>			

協議項目	財産及び債務の取扱い	協議細目	
〔先進事例〕			
市町村名	調整方針		
篠山市・兵庫県 平成 11 年 4 月 1 日合併	(1) 4 町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。 (2) 畑財産区有財産は、畑財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。		
東かがわ市・香川県 平成 15 年 4 月 1 日合併	3 町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。		
あさぎり町・熊本県 平成 15 年 4 月 1 日合併	<p>○財産及び債務の取扱いについて（山林の取扱いを除く）</p> <p>(1) 公有財産（山林を除く）については、現行のまま新町に引き継ぐ。 (2) 物品については、現行のまま新町に引き継ぐ。 (3) 基金額については、合併後の推定標準財政規模の最低 20% を確保する。 また、その他の基金額（奨学基金、救護施設基金、土地開発基金等）については、合併時の現有額を持ち寄る。 (4) 債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>○山林の取扱い</p> <p>(1) 岡原村・須恵村・深田村が所有する山林については、すべて新町に引き継ぐ。 なお、関係村が締結している分収林契約についても、新町に引き継ぐものとする。 (2) 上村の所有する山林については、合併時に財産区を設置し財産区管理会を設けて管理運営にあたる。 なお、分収林契約については財産区に引き継ぐものとし、当該山林に要した負債については上村が合併前に一括償還するものとする。 また、財産区運営のため、合併時に基金を設置することとする。</p>		
七尾・鹿北合併協議会 平成 16 年 10 月 1 日新市設置予定	(1) 1 市 3 町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。 (2) 中島町の西岸財産区有財産は、そのまま、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。		
高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会（かほく市） 平成 16 年 3 月 1 日新市設置予定	(1) 3 町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 (2) 大海財産区有財産は、大海財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。		

〔用語解説〕

公有財産：地方公共団体の所有に属する財産のうち、不動産や有価証券、出資による権利などをいい、行政財産と普通財産に分類される。

行政財産：地方公共団体において公用若しくは公共用に供し、又は供するものと決定した財産をいい、公用財産と公共用財産に分類される。

公用財産：地方公共団体が、その事務又は事業を執行するために直接使用することを目的とする財産をいう。（役場庁舎、消防署等）

公共用財産：住民の一般的共同利用に供することを所有の目的とする財産をいう。（学校、公園、図書館、保育園等）

普通財産：行政財産以外の財産をいう。

有価証券：財産権を表示する証券で、その権利の移転又は行使に証券が必要なもの。（手形、小切手、株券、債券等）

基金：特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる基金と、特定の目的のために定額の資金を運用する基金との二種類に大別される。

地方債：地方公共団体の財政収入の不足を補うため又は地方公営企業の建設、改良等の資金に充てるために行う借入金で、これに係る債務の履行が、当該年度を含めて2以上の会計年度にわたることを原則とする。

債務負担行為：歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額に含まれるものを除く、予算で定められた将来にわたる地方公共団体の債務を負担する行為をいう。債務負担行為として予算で定められた案件は、義務費として歳入歳出予算に計上される。

分収林：森林の土地所有者と造林又は保育を行う者の2者、あるいは、これらに費用負担者を加えた3者で契約を結び、森林を造成・育成し、伐採時に収益を一定の割合で分け合うことを定めた森林。分収林には、植え付けの段階から契約を結ぶ「分収造林」と育成途上の森林を対象に契約を結ぶ「分収育林」がある。

出資による権利：出資とは、一般に特定の法人又は組合に対して、その資本金、基金等の一部として、金銭その他の財産、信用又は労務を提供することをいうが、公有財産に含まれる出資による権利とは、社団法人（民法34）、株式会社（商法165）及び有限会社（有限会社法1）等に対する出資又は財団法人（民法34）に対する出捐金に伴う地方公共団体の権利をいう。

協議第17号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成15年5月21日提出

能都町・柳田村・内浦町合併協議会
会長 持木 一 茂

協議項目	地方税の取扱い		協議細目	町、村税の税率と納期について	
調整の方針（案）	<p>地方税の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個人町村民税・軽自動車税・町村たばこ税・鉱産税については、3町村に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 法人町村民税の均等割については、能都町及び内浦町の例により調整する。</p> <p>(3) 固定資産税の納期については、能都町及び内浦町の例により調整する。</p> <p>(4) 特別土地保有税の免税点については、能都町及び内浦町の例により調整する。（地方税法の改正：当分の間、平成15年度以降の新規課税はない。）</p> <p>(5) 入湯税の税率及び課税免除については、柳田村の例により調整する。</p> <p>(6) 都市計画税については、能都町及び内浦町の例により調整する。</p>				
税目名	能都町	柳田村	内浦町	備考	
<p>1. 個人町村民税</p> <p>(1) 税率</p> <p>均等割</p> <p>所得割</p> <p>(2) 納期</p> <p>普通徴収</p> <p>第1期</p> <p>第2期</p> <p>第3期</p> <p>第4期</p> <p>特別徴収</p>	<p>標準税率</p> <p>2,000円/年</p> <p>標準税率</p> <p>200万円以下 3%</p> <p>200万円を超える 8%</p> <p>700万円を超える 10%</p> <p>6月1日から同月30日まで</p> <p>8月1日から同月31日まで</p> <p>10月1日から同月31日まで</p> <p>翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>・徴収した月の翌月10日まで</p>	<p>標準税率</p> <p>2,000円/年</p> <p>標準税率</p> <p>200万円以下 3%</p> <p>200万円を超える 8%</p> <p>700万円を超える 10%</p> <p>6月1日から同月30日まで</p> <p>8月1日から同月31日まで</p> <p>10月1日から同月31日まで</p> <p>翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>・徴収した月の翌月10日まで</p>	<p>標準税率</p> <p>2,000円/年</p> <p>標準税率</p> <p>200万円以下 3%</p> <p>200万円を超える 8%</p> <p>700万円を超える 10%</p> <p>6月1日から同月30日まで</p> <p>8月1日から同月31日まで</p> <p>10月1日から同月31日まで</p> <p>翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>・徴収した月の翌月10日まで</p>	<p>地方税法第310条</p> <p>地方税法第314条の3 及び同法附則第40条第5項 (12%を特例で10%)</p> <p>地方税法第320条</p> <p>地方税法第321条の5</p>	

協議項目	地方税の取扱い		協議細目	
税目名	能都町	柳田村	内浦町	備考
2. 法人町村民税 (1) 税率 均等割	制限税率(9区分) (60,000円から3,600,000円)	標準税率(9区分) (50,000円から3,000,000円)	制限税率(9区分) (60,000円から3,600,000円)	地方税法第312条 能都町・内浦町は 地方税法第312条第2項 を適用 地方税法第314条の6 (標準税率 12.3%) 地方税法第321条の8
法人税割	14.7%	14.7%	14.7%	
(2) 納期	事業年度終了後、一定期間内に 申告納付	事業年度終了後、一定期間内に 申告納付	事業年度終了後、一定期間内に 申告納付	
3. 固定資産税 (1) 税率	1.6%	1.6%	1.6%	地方税法第350条 (標準税率 1.4%) 地方税法第362条 柳田村の3・4期 に差異がある(標準4月、 7月、12月、2月)
(2) 納期				
第1期	5月1日から同月31日まで	5月1日から同月31日まで	5月1日から同月31日まで	
第2期	7月1日から同月31日まで	7月1日から同月31日まで	7月1日から同月31日まで	
第3期	12月1日から同月25日まで	9月1日から同月30日まで	12月1日から同月25日まで	
第4期	翌年2月1日から同月末日まで	11月1日から同月30日まで	翌年2月1日から同月末日まで	
4. 軽自動車税 (1) 税率 原動機付自転車	(標準税率)	(標準税率)	(標準税率)	地方税法第444条
50CC以下	1,000円/年	1,000円/年	1,000円/年	
90CC以下	1,200円/年	1,200円/年	1,200円/年	
125CC以下	1,600円/年	1,600円/年	1,600円/年	
三輪以上のもの	2,500円/年	2,500円/年	2,500円/年	

協議項目	地方税の取扱い		協議細目	
税目名	能都町	柳田村	内浦町	備考
軽自動車及び 小型特殊自動車 【軽自動車】				
二輪のもの	2,400円/年	2,400円/年	2,400円/年	
三輪のもの	3,100円/年	3,100円/年	3,100円/年	
四輪以上のもの				
乗用(営業用)	5,500円/年	5,500円/年	5,500円/年	
乗用(自家用)	7,200円/年	7,200円/年	7,200円/年	
貨物(営業用)	3,000円/年	3,000円/年	3,000円/年	
貨物(自家用)	4,000円/年	4,000円/年	4,000円/年	
雪上走行	2,400円/年	2,400円/年	2,400円/年	(同法第444条第3項)
【小型特殊自動車】				
農耕作業用のもの	1,600円/年	1,600円/年	1,600円/年	(同法第444条第3項)
その他のもの	4,700円/年	4,700円/年	4,700円/年	(同法第444条第3項)
二輪の小型自動車	4,000円/年	4,000円/年	4,000円/年	
(2) 納期	4月11日から同月30日まで	4月11日から同月30日まで	4月11日から同月30日まで	地方税法第445条
5. 町村たばこ税				
(1) 税率	1,000本につき2,668円	1,000本につき2,668円	1,000本につき2,668円	地方税法第468条及び 同法附則第30条の2 (H15.7より2,977円)
(2) 納期	毎月の販売分について、翌月末日 までに申告納付	毎月の販売分について、翌月末日 までに申告納付	毎月の販売分について、翌月末日 までに申告納付	地方税法第473条

協議項目	地方税の取扱い		協議項目	
税目名	能都町	柳田村	内浦町	備考
6. 鉱産税				
(1) 税率	1.0% ただし、掘採された鉱物の価格が月200万円以下は 0.7%	1.0% ただし、掘採された鉱物の価格が月200万円以下は 0.7%	1.0% ただし、掘採された鉱物の価格が月200万円以下は 0.7%	地方税法第520条
(2) 納期	申告納付 毎月10日から末日まで	申告納付 毎月10日から末日まで	申告納付 毎月10日から末日まで	地方税法第521条
7. 特別土地保有税				
(1) 税率				地方税法第594条
土地の保有	1.4%	1.4%	1.4%	
土地の取得	3.0%	3.0%	3.0%	
(2) 免税点	合計面積 5,000㎡未満	合計面積 10,000㎡未満	合計面積 5,000㎡未満	地方税法第595条
(3) 納期	申告納付 1月1日に基準面積以上の所有者に係る土地：その年の5月31日 1月1日前1年以内の基準面積以上の土地取得：その年の2月末日 7月1日前1年以内の基準面積以上の土地取得：その年の8月31日	申告納付 1月1日に基準面積以上の所有者に係る土地：その年の5月31日 1月1日前1年以内の基準面積以上の土地取得：その年の2月末日 7月1日前1年以内の基準面積以上の土地取得：その年の8月31日	申告納付 1月1日に基準面積以上の所有者に係る土地：その年の5月31日 1月1日前1年以内の基準面積以上の土地取得：その年の2月末日 7月1日前1年以内の基準面積以上の土地取得：その年の8月31日	地方税法第599条第1項
8. 入湯税				
(1) 税率	入湯客1人1日について <u>150円(標準税率)</u>	入湯客1人1日について <u>150円(標準税率)</u>	入湯客1人1日について <u>100円</u>	地方税法第701条の2

協議項目	地方税の取扱い		協議項目	
税目名	能都町	柳田村	内浦町	備考
(2) 課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は石川県公衆浴場基準条例第2条第1号に規定する普通公衆浴場に入湯する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は石川県公衆浴場基準条例第2条第1号に規定する普通公衆浴場及びこれらに準ずる浴場に入湯する者 ・村及び社会福祉法人等が設置し、地域住民の福祉の向上を図ることを目的として施設を利用する者 	なし	
(3) 納期	前月分に係るものについて、翌月末日までに申告納付	前月分に係るものについて、翌月末日までに申告納付	前月分に係るものについて、翌月末日までに申告納付	地方税法第701条の4
9. 都市計画税				
(1) 税率	0.3%	なし	0.3%	地方税法第702条の4
(2) 納期				地方税法第702条の7
第1期	5月1日から同月31日まで		5月1日から同月31日まで	
第2期	7月1日から同月31日まで		7月1日から同月31日まで	
第3期	12月1日から同月25日まで		12月1日から同月25日まで	
第4期	翌年2月1日から同月末日まで		翌年2月1日から同月末日まで	

協議項目	地方税の取扱い	協議細目								
<p>【関係法令】</p>										
<p>〔地方税法（抜粋）〕</p>										
<p>（個人の均等割の税率）</p>										
<p>第310条 第249条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 486 1120 526">市 町 村</th> <th data-bbox="1120 486 1550 526">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="376 526 1120 566">（1） 人口50万以上の市</td> <td data-bbox="1120 526 1550 566">年額 3,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 566 1120 606">（2） 人口5万以上50万未満の市</td> <td data-bbox="1120 566 1550 606">年額 2,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 606 1120 651">（3） （1）及び（2）の市以外の市並びに町村</td> <td data-bbox="1120 606 1550 651">年額 2,000円</td> </tr> </tbody> </table>			市 町 村	税 率	（1） 人口50万以上の市	年額 3,000円	（2） 人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円	（3） （1）及び（2）の市以外の市並びに町村	年額 2,000円
市 町 村	税 率									
（1） 人口50万以上の市	年額 3,000円									
（2） 人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円									
（3） （1）及び（2）の市以外の市並びに町村	年額 2,000円									
<p>2 （省略）</p>										
<p>（普通徴収に係る個人の市町村民税の納期）</p>										
<p>第320条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、<u>6月、8月、10月及び1月中</u>（当該個人の市町村民税が均等割額に相当する金額以下である場合にあっては、6月中）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。</p>										
<p>（特別徴収税額の納入の義務等）</p>										
<p>第321条の5 前条の特別徴収義務者は、同条第2項の規定する期日までに同条第1項後段（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月までに、当該期日後に当該通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る特別徴収税額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月まで、それぞれの<u>給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに</u>、これを当該市町村に納入する義務を負う。ただし、当該通知に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、等がち通知に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。</p>										
<p>2から6 （省略）</p>										

協議項目	地方税の取扱い			協議細目				
(法人等の均等割の税率)								
第312条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本節において「法人等」と総称する。)に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。								
資本金 50 億円超、従業員 50 人超	10 億円超～50 億円以下、従業員 50 人超	10 億円超、従業員 50 人以下	1 億円超～10 億円以下、従業員 50 人超	1 億円超～10 億円以下、従業員 50 人以下	1 千万円超～1 億円以下、従業員 50 人超	1 千万円超～1 億円以下、従業員 50 人以下	1 千万円以下従業員 50 人超	前各号にあげる法人以外
3,000,000 円	1,750,000 円	410,000 円	400,000 円	160,000 円	150,000 円	130,000 円	120,000 円	50,000 円
2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ 1.2 を乗じて得た率を超える税率で課することができない。								
参考(制限税率)								
資本金 50 億円超、従業員 50 人超	10 億円超～50 億円以下、従業員 50 人超	10 億円超、従業員 50 人以下	1 億円超～10 億円以下、従業員 50 人超	1 億円超～10 億円以下、従業員 50 人以下	1 千万円超～1 億円以下、従業員 50 人超	1 千万円超～1 億円以下、従業員 50 人以下	1 千万円以下従業員 50 人超	前各号にあげる法人以外
3,600,000 円	2,100,000 円	492,000 円	480,000 円	192,000 円	180,000 円	156,000 円	144,000 円	60,000 円
3～5 (省略)								
(法人税割の税率)								
第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、 <u>100分の14.7</u> を超えることができない。								
2 (省略)								
(固定資産税の税率)								
第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、 <u>100分の2.1</u> を超えることができない。								
2 (省略)								
(固定資産税の納期)								
第362条 固定資産税の納期は、 <u>4月、7月、12月及び2月中</u> において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。								
2 (省略)								

協議項目	地方税の取扱い	協議細目	
<p>(特別土地保有税の免税点)</p> <p>第595条 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域(第1号の市にあつては、当該市の区の区域)内において、第599条第1項第1号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日に所有する土地(第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。)の合計面積が、第599条第1項第2号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日前1年以内に取得した土地(当該土地の取得について第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。)の合計面積が、第599条第1項第3号の特別土地保有税にあつてはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積(以下本節において「基準面積」という。)に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。</p> <p>(1) 地方自治法第252条の19第1項の市の区の区域2,000平方メートル</p> <p>(2) 都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域(前号の区域を除く。)5,000平方メートル</p> <p>(3) その他の市町村の区域10,000平方メートル</p> <p>都市計画法第5条</p> <p>第1項 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地活用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。</p> <p>第2項～第6項 (省略)</p> <p>(入湯税の税率)</p> <p>第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、<u>150円</u>を標準とするものとする。</p> <p>(都市計画税の税率)</p> <p>第702条の4 都市計画税の税率は、<u>100分の0.3</u>を超えることができない。</p> <p>(都市計画税の納期)</p> <p>第702条の7 都市計画税の納期は、<u>4月、7月、12月及び2月中</u>において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。</p> <p>2 (省略)</p>			

協議項目	地方税の取扱い	協議細目	
<p>〔市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）〕</p> <p>（地方税に関する特例）</p> <p>第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価値若しくは負債の額について合併関係市町村相互間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、<u>市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り</u>、その衡平を欠く程度を限度として課税しないこと又は不均一の課税をすることができる。</p> <p>2 （省略）</p>			

協議項目	地方税の取扱い	協議細目	
【先進地事例】			
新市町村名・合併協議会名 (合併の期日)	調 整 方 針		
周 南 市 (平成 15 年 4 月 21 日)	<p>2 市 2 町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く 5 年度間は現行の税率を採用する。納期は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。</p> <p>2 法人税割の税率は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により制限税率を採用する。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く 5 年度間は現行の税率を採用する。</p> <p>3 固定資産税の納期は、熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、第 1 期の納期は 5 月 1 日から 5 月 31 日とする。</p> <p>4 都市計画税は、徳山市、新南陽市の例により調整する。ただし、納期は、固定資産税の取扱いと同様とする。</p> <p>5 軽自動車税の税率は、徳山市、鹿野町の例により調整する。納期は、徳山市、熊毛町の例により調整する。</p> <p>6 特別土地保有税は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。</p> <p>7 入湯税は、熊毛町の例により調整し、鉱産税は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。</p>		
あ さ ぎ り 町 (平成 15 年 4 月 1 日)	<p>5 町村で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 個人町村民税及び軽自動車税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。</p> <p>2 固定資産税の納期については、須恵村の例による。</p> <p>3 鉱産税については、免田町、岡原村、須恵村、深田村の例による。</p> <p>4 水利地益税については、設置しないものとする。</p>		
山 県 市 (平成 15 年 4 月 1 日)	<p>個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税・鉱山税・特別土地保有税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。</p> <p>固定資産税の納期については、美山町の例により調整するものとする。</p> <p>軽自動車税の納期については、伊自良村・美山町の例により調整するものとする。</p>		

協議項目	地方税の取扱い	協議細目
<p>新市町村名・合併協議会名 (合併の期日・予定)</p>	<p>調 整 方 針</p>	
<p>東かがわ市 (平成 15 年 4 月 1 日)</p>	<p>個人町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・町たばこ税・特別土地保有税については、3町に相違がないため現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 入湯税の取扱いについては、新市において市税条例を制定するものとする。</p>	
<p>南宇和合併協議会(愛南町) (平成 16 年 10 月 1 日)</p>	<p>地方税の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 賦課率は5町村とも同率であるので、現行のまま新町に引き継ぐ。 (2) 個人町村民税と固定資産税の納期については、御荘町の例による。但し、16年度は旧町村の例による。 (3) 軽自動車税の納期については、城辺町の例による。 (4) 特別土地保有税については、御荘町の例による。 (5) 鉱産税、入湯税については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。 (6) 納税(貯蓄)組合については、現行のまま引き継ぎ、新町において調整する。</p>	
<p>高松町・七塚町・宇ノ気町 合併協議会(かほく市) (平成 16 年 3 月 1 日)</p>	<p>1 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税及び都市計画税の税率については、3町に相違がないため市税として現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 3町に相違がある納期については、次のとおり取扱い新市に引き継ぐ。 (1) 個人町民税については、高松町及び七塚町の例による。 (2) 固定資産税及び都市計画税については、高松町及び七塚町の例による。 (3) 軽自動車税については、七塚町の例による。</p>	

協議項目	地方税の取扱い	協議細目
<p>新市町村名・合併協議会名 (合併の期日・予定)</p>	<p>調 整 方 針</p>	
<p>七尾・鹿北合併協議会 (平成 16 年 10 月 1 日)</p>	<p>1 市 3 町で差異のある税制等については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 個人住民税の均等割の税率については、地方税法の定めにより、標準税率とする。</p> <p>(2) 固定資産税の税率については、1.5%とする。ただし、能登島町については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定を適用し、合併する年度及びこれに続く 5 年度は 1.4%とする。</p> <p>(3) 固定資産税及び都市計画税の納期については、中島町の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市町の例による。</p> <p>(4) 軽自動車税の納期については、七尾市の例による。</p> <p>(5) たばこ税の納税義務者については、七尾市の例による。</p> <p>(6) 特別土地保有税の申告及び納付の期限については、七尾市の例による。</p> <p>(7) 入湯税については、次のとおりとする。</p> <p>ア) 税率については、能登島町の例による。</p> <p>イ) 申告及び納入の期限については、毎月末日とする。</p> <p>(8) 納税貯蓄組合への補助金については、合併時まで事務費相当額を調整し、統一する。</p> <p>(9) 個人住民税及び固定資産税の納期前の納付に係る報奨金については、次のとおりとする。</p> <p>ア) 交付率については、1,000 分の 5 とする。</p> <p>イ) 交付額については、税目ごとに納税者一人当たり 5 万円を限度とする。</p> <p>ウ) 交付対象については、第 1 期の納期中に全期分納入したものに限る。</p>	

協議第18号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成15年5月21日提出

能都町・柳田村・内浦町合併協議会
会長 持木 一 茂

協議項目	条例、規則等の取扱い	協議細目	
調整の方針（案）	<p>条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの</p> <p>合併後、逐次制定し、施行させるもの</p> <p>合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</p>		

《新町における条例・規則等の整備方針》

新設合併が行われる場合、合併関係町村（能都町、柳田村、内浦町）は、合併によって消滅するため、従来の3町村の条例、規則も失効することとなる。そのため、新町において新たに条例・規則等を制定し、施行する必要がある。

したがって、新町の設置に伴う条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整、承認内容に基づき、以下の区分により整備するものとする。

新町制度として専決処分するもの

合併と同時に制定権者〔町長職務執行者（地方自治法施行令第1条の2）〕が、以下の理由などから専決処分により、条例を制定し、施行する（地方自治法第179条第1項）又は職権により、規則等を制定し、施行する。（地方自治法第15条第1項）

法定により必ず設置するもの若しくは制定が必要なもの又はこれらに準ずるもので、町政執行上空白期間の許されないもの

市民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すため、空白期間の許されないもの

3町村が同様の制度を持つ事務事業に関するもので、統合する必要があるもの

合併協議会において協議済のもの

逐次制定するもの

新町設置日に一度失効することとなる条例で、新町の政策に基づきその事務事業の方針を定め、必要に応じて議会に提案する等を行う。

町長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの。（議案提出権が長にない条例、各行政委員会の規則等）

新町発足時には必要ないが、合併後、逐次制定するもの。

新町発足後も引き続き旧町村条例等を施行するもの

新町において事務事業の統廃合又は全町域での施行方針が決定次第、議会に提案し、新たな条例を施行させるまで、地方自治法施行令第3条の規定に基づき、従来その地域に施行されていた条例、規則等を新町の条例、規則として引き続き施行する。

条例名は類似しているが、3町村の制度に差異があり、新町設置日において統合が困難なため統合案を決定し、議会に提案する予定のもの

3町村いずれかの町村のみの条例であり、新町において全域に適用されるかの政策的判断を要するもの

新たに適用されるものではないが、すでに適用されていたものを整理する間施行するもの

協議項目	条例、規則等の取扱い	協議細目	
【参 考】	各町村例規集の条例、規則掲載件数 (平成 15 年 3 月加除済分)		
	区 分	能 都 町	柳 田 村
	条 例	1 7 1	1 4 4
	規 則	1 5 0	8 9
【関係法令】	地方自治法		
	〔条例の制定及び罰則の委任〕		
	第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。		
	2 普通地方公共団体は、義務に課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。		
	3 (省略)		
	〔規則〕		
	第 1 5 条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。		
	2 (省略)		
	〔議決事件〕		
	第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。		
	(1) 条例を設け又は改廃すること。		
	(2) 予算を定めること。		
	(3) 決算を認定すること。		
	(4)～(15) (省略)		
	〔長の専決処分〕		
	第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。		
	2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。		
	3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。		

協議項目	条例、規則等の取扱い	協議細目
<p>地方自治法施行令</p> <p>第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでに間、その職務を行う。</p> <p>第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。</p>		
<p>【先進地事例】</p>		
<p>新市町村名・合併協議会名</p>	<p>合併の期日・予定</p>	<p>条例、規則の取扱い</p>
<p>さいたま市</p>	<p>平成13年5月1日</p>	<p>条例、規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。</p>
<p>東かがわ市</p>	<p>平成15年4月1日</p>	<p>3町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定するものとし、3町ともに制定しているが内容に差異のあるもの及び2町又は1町のみ制定されているものについては事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとする。</p>
<p>高松町・七塚町・宇ノ気町 合併協議会（かほく市）</p>	<p>平成16年3月1日</p>	<p>条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整方針に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行するもの。</p> <p>合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。</p> <p>合併後、逐次制定し、施行するもの。</p>
<p>七尾・鹿北合併協議会</p>	<p>平成16年10月1日</p>	<p>新市の設置に伴う条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各協議項目の調整方針に基づき統一を図ることとし、「新市における条例、規則等の整備方針」により調整するものとする。</p>

協議第19号

町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成15年5月21日提出

能都町・柳田村・内浦町合併協議会
会長 持 木 一 茂

協議項目	町名・字名の取扱い	協議細目	
<p>〔取扱い〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併の際に、字の区域の設定、若しくは廃止、または、字の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、町村長が当該町村議会の議決を経てこれを定め、県知事に届け出ることが必要です。 2 字の名称は、地域の歴史や文化がしみ込んでおり、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併をしても従来どおり存続させるケースが多いようです。 <p>〔関係法令；地方自治法〕</p> <p>第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちに告示しなければならない。 3 第1項の規定による処分は、政令で定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。 <p>〔法令に基づく事例〕</p> <p>本条において、「町若しくは字の区域をあらたに画」する。とは、新しい区画を設ける場合だけでなく、新たな町名又は字名をつける場合も含む。<u>町村合併により設置された町または村において本条第1項の規定により、新たに一部の地域を除き大字の区域を画することもさしつかえない。(行実 昭和30年12月6日)</u></p> <p>市町村の廃置分合および境界変更の際、字の区域および名称を変更しないで旧町村の字の区域および名称とする場合には本条の手続きを要しない。(行実 昭和30年3月30日)</p> <p>本条の「字」には、<u>いわゆる字のみならず「大字」、「小字」も含むと解されている。</u>市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが、「字」と同様に考えてよい。(行実 昭和23年8月9日)</p>			

協議項目	町名・字名の取扱い	協議細目
【先進地事例】		
新市町村名・合併協議会名	合併の期日・予定	調整方針
さいたま市	平成 13 年 5 月 1 日	町、字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町、字名については地域住民の意向を尊重し調整するものとする。
東かがわ市	平成 15 年 4 月 1 日	町の名称については、大川郡引田町、同郡白鳥町及び同郡大内町を東かがわ市に置き換え、字の名称は、現行のとおりとする。字の区域については、新市において調整するものとする。
あさぎり町	平成 15 年 4 月 1 日	字の名称及び区域は従前のとおりとし、大字名については、合併前において現町村で調整する。
上五島地域 5 町合併協議会（新上五島町）	平成 16 年 8 月 1 日	神ノ浦以外の字の名称については、現行どおりとし、字の区域については、必要に応じ新町において調整する。ただし、神ノ浦については若松町、有川町において合併までに調整する。
南宇和合併協議会（愛南町）	平成 16 年 10 月 1 日	字の名称については、内海村、御荘町及び西海町は現行どおりとする。城辺町は原則として現行どおりとし、字名のうち「甲」、「乙」は「城辺甲」、「城辺乙」とする。一本松町の字名は「正木、増田、小山、中川、広見、満倉」を「正木、増田、小山、中川、広見、上大道、満倉、一本松」とする。
高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会（かほく市）	平成 16 年 3 月 1 日	河北郡高松町、同郡七塚町及び同郡宇ノ気町をかほく市に置き換え、字の名称及び区域については、現行のとおりとする。
七尾・鹿北合併協議会	平成 16 年 10 月 1 日	<p>1 町・字について</p> <p>(1) 町・字の区域は、従前のとおりとする。</p> <p>(2) 住居表示上の「字」の表記はしないものとする。</p> <p>(3) 町・字の名称は、原則、従前のとおりとする。なお、名称が類似している町・字については、地域住民の意向を最大限尊重し、調整するものとする。</p> <p>2 新市における町・字の名称にかかる旧自治体名の取扱いについては、地域住民の意向を最大限尊重し、新市の名称が決定の後、速やかに各市町において調整するものとする。</p>

協議第20号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成15年5月21日提出

能都町・柳田村・内浦町合併協議会
会長 持木 一 茂

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	町(村)章、町(村)花、町(村)木、町(村)鳥、町魚、町(村)民憲章、町(村)歌、町(村)の踊り、町(村)のキャッチフレーズ、町(村)の表彰制度
調整の方針(案)	<p>1 新町の町章、町民憲章、町の花・木・鳥・魚、町の歌、町の踊り、町のキャッチフレーズは、新町において検討する。</p> <p>2 表彰制度については、新町において調整する。ただし、名誉町民は新町に引き継ぐものとする。</p>		
項目	能 都 町	柳 田 村	内 浦 町
1. 町・村章	<p>(昭和50年6月10日告示)</p> <p>町の基幹産業たる漁業の魚と水稻の発芽をもって農業をあらわし、能都町の「のと」と併せて和を図案化して平和の町を表現したものである。</p>	<p>(昭和44年7月1日告示)</p> <p>柳田村のイニシャル「や」をひらがなの太字に図案化したもので、村の力強い発展を単純、明解に表現したものである。</p>	<p>(昭和36年10月1日制定)</p> <p>内浦の内を基台に「鎌」と「いかり」を組み合わせ、町の主産業である農業と漁業を意味し、円形を以て全体の「協和」を図り、町の飛躍発展をする姿を大とりの羽ばたきで表現しています。</p>
2. 町・村の花・木・鳥・魚	<p>(昭和50年6月10日告示)</p> <p>花： のときりしま 奨励花：チューリップ(春) サルビア(秋)</p>	<p>(昭和55年11月3日告示)</p> <p>花： ササユリ</p>	<p>(昭和56年9月26日制定)</p> <p>花： <small>いわかがみ</small> 岩鏡</p>
	<p>(昭和50年6月10日告示)</p> <p>木： あかまつ</p>	<p>(昭和55年11月3日告示)</p> <p>木： ケヤキ</p>	<p>(昭和56年9月26日制定)</p> <p>木： もちのき</p>
	<p>(昭和50年6月10日告示)</p> <p>鳥： しらさぎ</p>	<p>(昭和55年11月3日告示)</p> <p>鳥： ヤマセミ</p>	<p>(昭和56年9月26日制定)</p> <p>鳥： かっこう</p>
	<p>(昭和50年6月10日告示)</p> <p>魚： <small>ぶり</small> 鱒</p>		<p>(昭和56年9月26日制定)</p> <p>魚： <small>たい</small> 鯛</p>

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	
項 目	能 都 町	柳 田 村	内 浦 町
3. 町・村民憲章	<p>(昭和50年6月10日告示)</p> <p>わたしたちの能都町は、豊かな自然と、先人のたゆみない努力によって築かれた町であります。わたしたち町民は、この喜びと自覚をもって、更に、住みよい希望に満ちた家庭・町をつくるためにこの憲章を定めます。</p> <p>一、わたしたちは 自然を愛し、環境を美しくします。</p> <p>一、わたしたちは 交わりを温かくし、善意を広めます。</p> <p>一、わたしたちは 教育を重んじ、文化を高めます。</p> <p>一、わたしたちは 創意をこらし、勤労に励みます。</p> <p>一、わたしたちは スポーツに親しみ、健康を進めます。</p>	<p>(昭和55年11月3日告示)</p> <p>豊かな自然と、やさしい人情にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力に培われた郷土柳田をうけついで私たちは、未来からの呼びかけに応え、大きな希望をもつてあゆむための道しるべとして、この憲章を定めます。</p> <p>一、ふるさとの土を 味わいましょう。</p> <p>一、かおり高い文化を 創りましょう。</p> <p>一、たくましく、体をきたえましょう。</p> <p>一、おおらかに力を^{あわ}せて くらしまし よう。</p> <p>一、夢のある 住みよい村を築きましょ う。</p>	<p>(昭和50年9月26日制定)</p> <p>きよく、美しい自然に恵まれ、青くひろがる海岸に生き、緑ゆたかな山野を拓き、伸び、栄えてきたわが内浦町。ここに生きるおおきなよろこびと誇りを感じ、さらに住みよいまちづくりをねがってこの憲章を定めます。</p> <p>一、自然をまもり 人の心のあたたかい まちにしましょう</p> <p>一、教養をひろめ 文化の香り高い ま ちにしましょう</p> <p>一、創意をこらし 生産の高く豊かな まちにしましょう。</p> <p>一、教育をたいせつに 若い力の伸びる まちにしましょう</p> <p>一、健康をすすめ 活気の溢れる明る いまちにしましょう</p>

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	
項 目	能 都 町	柳 田 村	内 浦 町
4. 町・村の歌 (愛唱歌)	なし	柳田村歌	ロマンの里うちうら
5. 町・村の踊り	能都町音頭	柳田音頭	内浦音頭
6. キャッチフレーズ	海とテニスと縄文の里	ふれあいの里 柳田村	ロマンの里うちうら
7. 表彰制度	<ul style="list-style-type: none"> ・能都町名誉町民条例 ・能都町名誉町民章 ・能都町顕彰条例 ・能都町顕彰審議会設置規則 ・能都町表彰規則 (名誉町民) 益谷秀次氏 ・S47.8.3 推戴 (S48.8.18 逝去) 衆議院議員 故 数馬伊平氏 ・S60.10.5 推戴 (S37.7.2 逝去) 元宇出津町長 西谷啓治氏 ・S60.10.5 推戴 (H2.11.24 逝去) 宗教哲学者 羽根為雄氏 ・H2.11.8 推戴 日本画家 	<ul style="list-style-type: none"> ・柳田村顕彰条例 ・柳田村顕彰審議会設置規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・内浦町名誉町民条例 ・内浦町表彰条例 (名誉町民) 栗本吉太郎氏 ・S42.12.15 選任 (S46.2.26 逝去) 元町長 畠山一清氏 ・S42.12.15 選任 (S46.11.17 逝去) 元松波城城主子孫

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	
先進地事例			
新市町村名・合併協議会名	合併の期日・予定	慣 行 の 取 扱 い	
さいたま市	平成13年5月1日	1 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市のおどりについては、現行のとおりとする。 2 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。	
あさぎり町	平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町章、町民憲章、町花、町木、町鳥、町歌及びキャッチフレーズについては、新町において新たに定めるものとする。 ・ 宣言及び表彰については、新町において調整する。ただし、名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。 	
山 県 市	平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整する。 ・ 市民の歌、市民の踊りについては新市において検討する。 ・ 現在の伊自良村及び美山町の歌はそれぞれの地域の歌とし、現在の伊自良村及び美山町の踊りは、それぞれの地域の踊りとする。 ・ 市のキャラクターマーク及びキャッチフレーズについては、新市において検討する。 ・ 現在の伊自良村のキャラクターマーク及びキャッチフレーズについては伊自良地域のキャラクターマーク及びキャッチフレーズとする。 ・ 共同声明については、新市において検討する。 	
高松町・七塚町・宇ノ気町 合併協議会（かほく市）	平成16年3月1日	新市の市章、市の花・木・鳥、市民憲章、市の歌、市の踊り、市のキャッチフレーズ、市のキャラクターマークは、新市において検討する。	
七尾・鹿北合併協議会	平成16年10月1日	1 新市の市章、市民憲章、市の花木等及び市歌については、新市において新たに定めるものとする。 2 新市の都市宣言及び表彰制度については、新市において調整し、定めるものとする。	